

本交渉「被服貸与基準等の見直しについて」(9/27)

## 当局 一部提案修正

・事務服廃止後も着用に経過措置

・給水課量水器担当、

**水道センター庶務担当は作業服を職場配置**

・事務職の防寒作業服は必要に応じ職場貸与

## 組合

・「被服貸与基準等の見直し」提案を了解

組合は9月27日に上本町共通会議室で「被服貸与基準等の見直しについて」の2回目となる本交渉を行った。この件は、8月30日の当局提案以降、詳細については小委員会交渉において協議(水労ニュースNo.3参照)を繰り返し、当局から一定の提案修正を行う考えが示された事を受け、最終本交渉に組合として臨んだものである。

交渉では、当局から変更点として、①事務服着用について経過措置を設けることとし、その期間については、平成32年度末までとする。作業服が貸与される事務職員について、平成30年度の作業服貸与以降は作業服を着用することとし、それ以外の事務職員の経過措置期間中の事務服の着用にあたっては、お客さま対応時には着用しないこととする、②事務職員への作業服の貸与について、給水課量水器担当と水道センター庶務担当については業務上、作業服が必要となる場合があることから、各個人への貸与ではなく、必要数を職場に対して配置することで対応する、③事務職への防寒作業服の貸与について、業務上の必要性が生じた場合において、各個人への貸与ではなく、職場からの依頼に基づき、必要数を職場に対して貸与する、と説明がされた。

組合からは修正内容は、小委員会交渉での協議を踏まえたものである事から、「被服貸与基準の見直し」の提案について了解する事とした。その上で、「組合員からも被服改善の要望の声も多く組合に寄せられている。貸与基準の見直しは見直しとして判断させて頂いたが、引き続き被服の改善等の議論についても応じて頂くよう要請をしておく」と申し添え、交渉を終えた。

### 【交渉要旨】

(局)

- それでは、ただ今より、被服貸与基準等の見直しについての交渉を始める。
- この件に関しては、8月30日に提案内容を説明して以降、小委員会交渉において協議を重ねてきたところである。
- 小委員会交渉では労働組合から、事務職場への作業服貸与等の要望があり、当局としても検討を行ったうえで必要な職場には作業服を配置していくなどの回答を行ったところである。
- なお、当初の提案内容から変更となった部分は担当係長から説明させていただく。

(次頁に続く)

- 小委員会交渉を経て3点の変更を行っている。
- まず、1点目は事務服着用について経過措置を設けることとし、その期間については、平成32年度末までとしてまいりたい。

なお、作業服が貸与される事務職員については、平成30年度の作業服貸与以降は作業服を着用することとし、それ以外の事務職員の経過措置期間中の事務服の着用にあたっては、お客さま対応時には着用しないこととしてまいりたい。
- 2点目であるが、事務職員への作業服の貸与について、給水課量水器担当と水道センター庶務担当については業務上、作業服が必要となる場合があることから、各個人への貸与ではなく、必要数を職場に対して配置することで対応してまいりたい。
- 3点目であるが、事務職への防寒作業服の貸与について、業務上の必要性が生じた場合において、各個人への貸与ではなく、職場からの依頼に基づき、必要数を職場に対して貸与してまいりたい。
- 変更点は以上である。
- 今後の実務的なスケジュールもあり、本日はこの間の協議を踏まえ、皆様にはご判断をいただきたいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

#### (組合)

- ただ今、当局より小委員会での議論を踏まえ、一部修正を加えた最終的な回答が示された。これを受け、労働組合としても、「被服貸与基準の見直し」については、了解させて頂く事とする。
- その上で、組合としても提案時の交渉でも述べさせて頂いたが、「快適な被服への改善を通じた安全衛生への投資も職員のやりがいを高める手法として非常に重要」と考えている。
- 組合員からも被服改善の要望の声も多く組合に寄せられている。貸与基準の見直しは見直しとして判断させて頂いたが、引き続き被服の改善等の議論についても応じて頂くよう要請をしておく。

#### (局)

- 被服貸与基準等の見直しについてご了解いただき、お礼申し上げる。

今後も職員の皆さまが安全で効率的な職務を遂行できるよう、被服制度の適切な運用を行ってまいりたいと考えているので、よろしくお願ひする。
- それではこれをもって本日の交渉は終了する。

以上